

反社会勢力に対する基本方針

(平成23年10月24日理事会決議による)

当協同組合は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力(※)とは、断固として対決し、関係遮断を徹底することを宣言し、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定める。

(※ 反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人を指し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、を含むものであるが、これに限らず、暴力を背景とした要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為を行う集団または個人も含む。)

1. 当協同組合では、別途「個人情報保護規程」を制定し、役職員に対し個人データ保護を徹底させるとともに、情報セキュリティ対策を初めとする安全対策を実施することにより、個人データの紛失、漏洩、改竄や、個人データへの不正アクセスを防止し、個人データの安全管理に努める。
2. 当協同組合は、理事会の決議により作成する「反社会的勢力対応マニュアル」により、反社会的勢力からの不当要求に対し、担当者や担当部署だけでなく、理事長以下組織全体として対応する。
3. 当協同組合は、反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。
4. 当協同組合は、反社会的勢力に対する不当要求に備え、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
5. 当協同組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を求める。
6. 当協同組合は、反社会的勢力による不当要求が、当協同組合ないし組合員の事業活動上の不祥事やその従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するために裏取引を絶対に行わない。
7. 当協同組合は、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。
8. 当協同組合は、組合員に対し、反社会的勢力との関係の遮断を求め、組合員が本基本方針に従った反社会的勢力排除のための効果的な方策を採れるよう全面的にサポートする。

以上